

農委告示第 5 号

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地付き空き家の下限面積
「別段面積」の廃止について

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地付き
空き家の下限面積「別段面積」は、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止する。

令和 5 年 3 月 28 日

見附市農業委員会 会長 関谷 常夫